

気象警報等発令時、交通機関運休時の休校措置について

◇気象警報等発令時の休校措置

大阪府下のいずれかの地域（大阪市、北大阪、東部大阪、南河内、泉州）にレベル3「警報」（暴風、暴風雪）、レベル4「危険警報」（大雨、氾濫、土砂災害、高潮）、又はレベル5「特別警報」（大雨、氾濫、土砂災害、高潮、暴風、波浪、暴風雪、大雪）、大阪市阿倍野区美章園、又は大阪市東住吉区桑津にレベル4「避難指示」、又はレベル5「緊急安全確保」が発令された場合の授業の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 午前7時までに発令が解除された場合は通常どおり授業を行う。
- (2) 午前10時までに上記気象警報等が解除された場合はⅢ時限目より授業を行う。
(Ⅰ時限目、Ⅱ時限目から始まる「実習科目」及びⅡ時限目から始まる「演習科目」は休講)
- (3) 午前10時を過ぎて上記気象警報等が発令されている場合は終日休講とする。
- (4) 授業中に上記気象警報等が発令された場合は授業を中止し、それ以降の授業も休講とする。

※上記指定地域以外の学生の居住地、又はその周辺地域で レベル3「警報」（暴風、暴風雪）、レベル4「危険警報」（大雨、氾濫、土砂災害、高潮）、又はレベル5「特別警報」（大雨、氾濫、土砂災害、高潮、暴風、波浪、暴風雪、大雪）が発令され、通学上危険であると学生が判断し、授業を欠席した場合、当該地域に上記の警報が発令されたとわかる書類を提出することにより、欠席届を作成できます。
欠席した日から1週間以内に前出の書類を持参し、学務係の窓口へ申出てください。

◇交通機関運休時の休講措置

在阪の大手鉄道会社（JR西日本、Osaka Metro、近鉄、京阪、阪急、阪神、南海）のうち、2社以上が全線運休した場合の授業の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 午前7時までに上記交通機関の運休が解除された場合は通常どおり授業を行う。
- (2) 午前10時までに上記交通機関の運休が解除された場合はⅢ時限目から授業を行う。
(Ⅰ時限目、Ⅱ時限目から始まる「実習科目」及びⅡ時限目から始まる「演習科目」は休講)
- (3) 午前10時を過ぎて上記交通機関が運休している場合は終日休講とする。

◇その他

上記のほか、校長が学生の安全確保のために必要であると判断した時には、休講等の措置を行う場合があり、休講となった授業に関して、後日、補講等の措置を行います。補講日程は掲示板でお知らせします。

※気象警報等の発令状況や交通機関の運休状況の確認については、テレビ、ラジオの報道、又は気象庁・各交通機関のウェブサイトによるものとします。